

2021年度 調査研究報告書の解説

『自治体職員に求められる情報分野の専門性に関する調査研究報告書  
～将来を見据えた人材の確保・育成に向けて～』について

獨協大学 法学部 教授 大谷 基道

1. はじめに

2018年4月の「自治体戦略2040構想研究会第一次報告」では、人口減少が進む2040年頃には更に少ない職員数での行政運営が必要になる可能性があり、ICTの活用を前提とした自治体行政を展開する必要があるとされた。少なくなった人手を補うべく、AIやRPAなどの活用が期待されているが、自治体内部には最新の知識を持つ人材はなかなか見当たらず、いかにして外部人材を確保するかが課題とされてきた。さらに、近年はDXの推進が官民を問わず喫緊の課題となっていることから、デジタル人材の需要が高まっており、自治体がこの分野の人材を確保することはますます難しくなっている。

このような状況を背景に、本調査研究は、自治体職員に求められる情報分野の専門性を整理し、人材の確保に取り組むべき意義を明らかにするとともに、職員の情報分野への意識醸成や能力開発、デジタル人材の外部採用、人材の自治体間連携、副業人材の確保や専門職創設等まで多様なあり方を調査研究したものである。

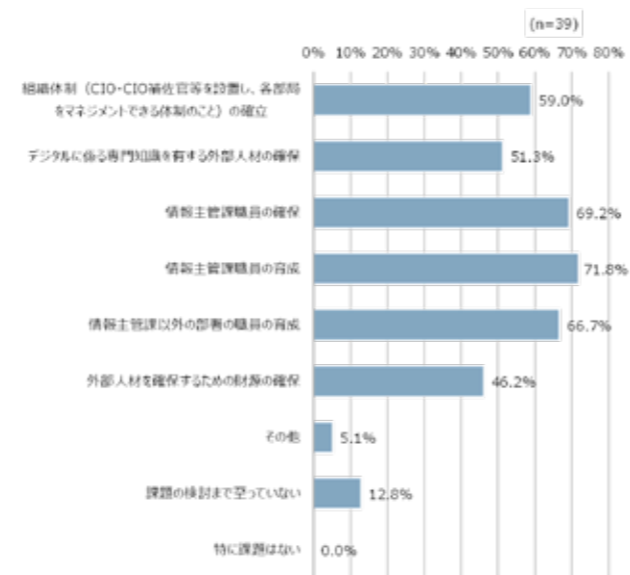
本調査研究では、多摩・島しょ地域39市町村及び周辺自治体135市区町村を対象とするアンケート調査を実施した<sup>1</sup>。本稿においては、その結果を引用しつつ、紙幅の関係から、情報分野における自治体の人材確保の現状と、その解決策に焦点を当てて論じることとする。

2. ICT活用にかかる人材面での課題

ICT活用にかかる人材面での課題については、図表1のとおりである。7割前後の自治体

が「情報主管課職員の育成」及び「情報主管課職員の確保」を課題と認識している。これに次いで多いのが「情報主管課以外の部署の職員の育成」であり、自治体のICT施策の推進には、情報主管課だけでなく、実際に事業を行う各担当課にも一定のデジタル・リテラシーが必要であると認識されていることがうかがえる。

▼図表1 ICT活用にかかる人材面での課題（複数回答）



（出典）報告書P40

DXは、業務プロセスの改革を伴う。業務プロセスの改革を推進するには、業務をよく知る担当課が自分ごととして考える必要があるが、その際にデジタルテクノロジーの知識がないと何をどう変えられるのかの想像がつかない。そのため、すべての職員に最低限のデジタルテクノロジーの知識、つまり、デジタルテクノロジーで何ができるか程度の内容を把握しておくことが必要とされるのである。

<sup>1</sup> 周辺自治体については、一部の設問で、多摩・島しょ地域の回答と比較するために調査対象としている。

3. 外部人材の任用・確保の形態及び方法

外部人材の任用・確保の形態及び方法については、図表2及び図表3のとおりである。いずれも実施率がかなり低いのが気になるところではあるが、これらを総合すると、自前でフルタイムの職員を採用するほどの必要性はなく、国が用意した派遣制度を活用して乗り切ろうと考える団体が多いようである。

▼図表2 外部人材の任用・確保の形態（単一回答）

	合計	実施している	過去実施していたが、現在は実施していない	検討中である	実施しておらず、検討していない
任期付職員（フルタイム）として任用	39	2	0	3	34
任期付短時間職員として任用	39	0	0	4	35
合計年度任用職員として任用	39	1	0	5	33
特別雇非常勤職員として任用	39	4	0	4	31
民間企業等から研修生として受入	39	0	0	1	38
企業への外部委託で常駐要員を確保	39	2	0	4	33
企業への外部委託で要員（常駐ではない）を確保	39	2	0	7	30
その他団体・個人への外部委託で要員を確保	39	1	0	7	31

（出典）報告書P41

▼図表3 外部人材の任用・確保の方法（単一回答）

	合計	取り組んでいる	取り組む予定である	検討中である	必要性は認識しているが、取り組む予定はない	必要だと認識しておらず、取り組む予定もない
人材の自治体間連携	39	2	0	11	16	10
副業・兼業人材の確保	39	2	0	9	11	17
地域情報化アドバイザー派遣制度の活用	39	5	0	11	14	10
デジタル専門人材派遣制度の活用	39	1	0	13	13	12
テレワークの許可	39	5	2	10	13	9
フレックス制の導入	39	3	0	6	14	16

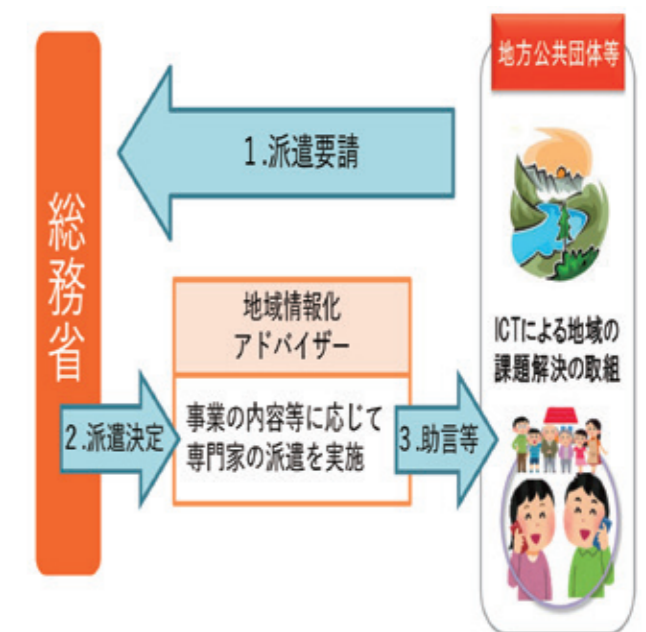
（出典）報告書P42

総務省の「地域情報化アドバイザー派遣制度」（図表4）は、ICTを活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行うものである。現地派遣は年間3日まで、オンライン会議による支援であれば合計10時間の範囲内において支援が可能であり、2022年度には、先進自治体職員、大学教員、CivicTech等の有識者204名が委嘱されている。

また、内閣府の「地方創生人材支援制度（デジタル専門人材）」（図表5）は、総務省のデジタル専門人材派遣制度が2022年度から地方創生人材支援制度に整理統合されたものである。地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある民間人材であって、地域課題の解決を図ることのできる専門人材を原則半年～2年の間、派遣するもので、前身の総務省事業の時代から多くの協力企業の人材が市町村に派遣されてきた。

いずれも国が人材を確保し、自治体の希望に合わせてマッチングしてくれるものであり、後述のように自前の採用が難しい中、これらの制度の利用価値は非常に高いと言えるであろう。

▼図表4 地域情報化アドバイザー派遣制度



（出典）総務省資料